公正競争条件確保法案（概要）

1　目的

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めることにより、これらの者の対等な競争条件の確保を図り、もって国民経済の健全な発達の促進に資する。

2　基本原則

公的資金による事業再生支援は、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との競争条件に対する影響が、公的資金による事業再生支援の目的を達成する上で必要最小限のものとなるよう、行われなければならない。

3　ガイドラインの策定等

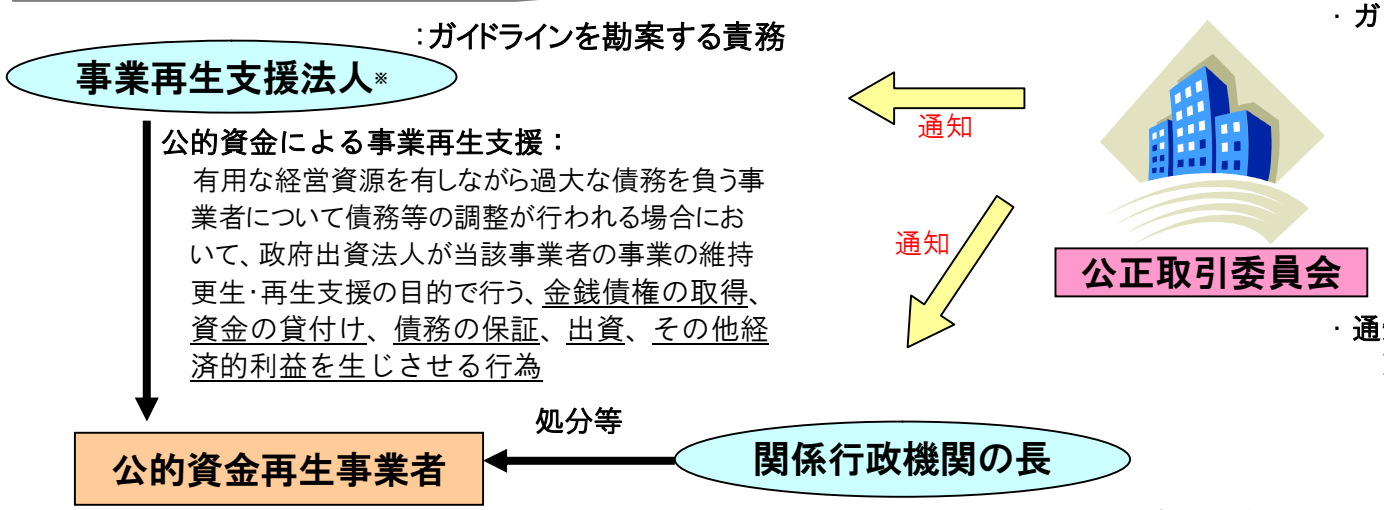

・ガイドラインの策定：
公的資金再生事業者と同業事業者との競争条件への影響が、事業再生支援の目的を達成する上で必要最小限となるよう、事業再生支援法人及び関係行政機関の長が勘案すべき基本的事項に関する指針の策定（あらかじめ、関係行政機関の長から意見聴取）

・通知：
支援又は処分等が、指針に照らし不適切と認められ、かつ、競争条件への影響が著しく大きく、公正かつ自由な競争を確保する上で特に必要と認めるときに通知及び公表

※　公的資金による事業再生支援を行う場合における政府出資法人
（東日本大震災事業者再生支援機構は対象外）

（施行日：公布の日から６月以内）